

競争入札参加者の資格に関する公告

令和8年1月15日

令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随時受付）の手続等は、次のとおりです。

広 島 市 長 松 井 一 實
広島市水道事業管理者 棚 原 茂

1 契約の種類及び登録種目

別表1のとおり。

2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請の時において広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 次に掲げる登録種目にあっては、資格審査申請の時において社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入し、保険料の未納がない者であること（加入義務がある場合）。
 - ア 建築物清掃
 - イ 常駐警備
- (5) 次に掲げる登録種目にあっては、申請に必要な許可・登録等

を有している者であること。

登録種目	申請に必要な許可・登録等
建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル衛生管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業の登録
建築物空気環境測定	ビル衛生管理法第12条の2第1項第2号又は第8号の事業の登録
建築物飲料水水質検査	ビル衛生管理法第12条の2第1項第4号又は第8号の事業の登録
建築物飲料水貯水槽清掃	ビル衛生管理法第12条の2第1項第5号の事業の登録
建築物ねずみこん虫等防除	ビル衛生管理法第12条の2第1項第7号の事業の登録
常駐警備（特定調達契約は除く。）	警備業法第4条の認定及び同法第9条の届出
機械警備（特定調達契約は除く。）	警備業法第4条の認定及び同法第40条の届出

(6) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 申請の時期等

(1) 申請の時期

ア 受付期間

随時に受け付ける。

ただし、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請の場所

ア 発注者が広島市の場合

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

イ 発注者が広島市水道局の場合

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課

(3) 申請書等の交付方法

広島市のホームページに掲載する。

4 申請方法等

(1) 申請方法

申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出するものとし、E-mail又はファクシミリによる提出は受け付けない。

(2) 申請書等の提出書類

ア 令和8・9・10年競争入札参加資格審査申請書（施設維持管理業務）

イ 契約実績調査票（施設維持管理業務）

<p>ウ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）</p> <p>エ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）</p> <p>オ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明</p> <p>カ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し</p> <p>キ 前記2(5)に掲げる許可、認可等の証明書の写し（前記2(5)に掲げる登録種目に申請する場合）</p> <p>ク 財務諸表等（個人が申請する場合、確定申告書等）</p> <p>ケ 技術者資格免許等の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）</p> <p>コ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入並びに保険料の未納がないことを証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）</p> <p>サ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類</p> <p>(ア) 定款</p> <p>(イ) 組合員名簿</p> <p>(ウ) 役員名簿</p> <p>(エ) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(オ) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(カ) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>シ その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の提出書類に用いる言語等</p> <p>ア 申請書については、日本語を用いるものとする。</p> <p>その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。</p> <p>5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準</p> <p>競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。</p> <p>資格を有すると決定された者のうち、登録種目の「建築物清掃」及び「常駐警備」の資格を有する者については、別表2の経営状況等審査事項の審査数値に、別表3の政策的審査事項の審査数値を加算した総合点数により、別表4に掲げる等級に区分する。</p> <p>6 資格審査結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格の有効期間</p> <p>資格が決定された時から令和10年12月31日までとする。</p> <p>当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項及び「広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあっては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあっては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。</p>	<p>なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。</p> <p>別表1</p> <p>【契約の種類及び登録種目】</p> <p>施設維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物清掃 (2) 建築物空気環境測定 (3) 建築物飲料水水質検査 (4) 建築物飲料水貯水槽清掃 (5) 建築物ねずみこん虫等防除 (6) 常駐警備（特定調達契約は除く。） (7) 冷暖房設備等の運転管理（常駐） (8) 自家用電気工作物の保守点検 (9) 消防用設備の保守点検 (10) 電話交換 (11) 機械警備（特定調達契約は除く。） <p>別表2</p> <p>経営状況等審査事項</p> <p>【審査事項及び審査数値】</p> <p>1 建築物清掃（特定調達契約）</p> <p>〔掲載順序：項目、審査基準、審査数値〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高 <table border="0"> <tbody> <tr> <td>5億円以上</td> <td>: 40点</td> </tr> <tr> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>: 32点</td> </tr> <tr> <td>1億円以上3億円未満</td> <td>: 24点</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>: 16点</td> </tr> <tr> <td>5千万円未満</td> <td>: 8点</td> </tr> <tr> <td>売上なしの場合</td> <td>: 0点</td> </tr> </tbody> </table> (2) 自己資本額 <table border="0"> <tbody> <tr> <td>2億円以上</td> <td>: 10点</td> </tr> <tr> <td>1億円以上2億円未満</td> <td>: 8点</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>: 6点</td> </tr> <tr> <td>1千万円以上5千万円未満</td> <td>: 4点</td> </tr> <tr> <td>1千万円未満</td> <td>: 2点</td> </tr> <tr> <td>マイナスの場合</td> <td>: 0点</td> </tr> </tbody> </table> (3) 流動比率 <table border="0"> <tbody> <tr> <td>200%以上</td> <td>: 10点</td> </tr> <tr> <td>150%以上200%未満</td> <td>: 8点</td> </tr> <tr> <td>100%以上150%未満</td> <td>: 6点</td> </tr> <tr> <td>50%以上100%未満</td> <td>: 4点</td> </tr> <tr> <td>50%未満</td> <td>: 2点</td> </tr> </tbody> </table> 	5億円以上	: 40点	3億円以上5億円未満	: 32点	1億円以上3億円未満	: 24点	5千万円以上1億円未満	: 16点	5千万円未満	: 8点	売上なしの場合	: 0点	2億円以上	: 10点	1億円以上2億円未満	: 8点	5千万円以上1億円未満	: 6点	1千万円以上5千万円未満	: 4点	1千万円未満	: 2点	マイナスの場合	: 0点	200%以上	: 10点	150%以上200%未満	: 8点	100%以上150%未満	: 6点	50%以上100%未満	: 4点	50%未満	: 2点
5億円以上	: 40点																																		
3億円以上5億円未満	: 32点																																		
1億円以上3億円未満	: 24点																																		
5千万円以上1億円未満	: 16点																																		
5千万円未満	: 8点																																		
売上なしの場合	: 0点																																		
2億円以上	: 10点																																		
1億円以上2億円未満	: 8点																																		
5千万円以上1億円未満	: 6点																																		
1千万円以上5千万円未満	: 4点																																		
1千万円未満	: 2点																																		
マイナスの場合	: 0点																																		
200%以上	: 10点																																		
150%以上200%未満	: 8点																																		
100%以上150%未満	: 6点																																		
50%以上100%未満	: 4点																																		
50%未満	: 2点																																		

(4) 営業年数		5千万円以上1億円未満 : 6点
30年以上	: 10点	1千万円以上5千万円未満 : 4点
20年以上30年未満	: 8点	1千万円未満 : 2点
10年以上20年未満	: 6点	マイナスの場合 : 0点
5年以上10年未満	: 4点	
5年未満	: 2点	
(5) 従業員数		(3) 流動比率
500人以上	: 10点	200%以上 : 10点
300人以上500人未満	: 8点	150%以上200%未満 : 8点
100人以上300人未満	: 6点	100%以上150%未満 : 6点
50人以上100人未満	: 4点	50%以上100%未満 : 4点
50人未満	: 2点	50%未満 : 2点
(6) 会社全体の有資格者数		(4) 営業年数
15人以上	: 20点	30年以上 : 10点
10人以上15人未満	: 16点	20年以上30年未満 : 8点
5人以上10人未満	: 12点	10年以上20年未満 : 6点
3人以上5人未満	: 8点	5年以上10年未満 : 4点
3人未満	: 4点	5年未満 : 2点
(7) 指名停止等の状況		(5) 従業員数
指名停止及び資格取消期間（1か月当たり）	: -0.7点	500人以上 : 10点
※1 流動比率の取扱い		300人以上500人未満 : 8点
・ 流動資産（分子）が「0」の場合は、審査数値は0点とする。		100人以上300人未満 : 6点
・ 流動負債（分母）が「0」の場合は、審査数値は10点とする。		50人以上100人未満 : 4点
・ 流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。		50人未満 : 2点
※2 指名停止等の期間の取扱い		(6) 広島市内の有資格者数
・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。		15人以上 : 20点
・ 期間に1か月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。		10人以上15人未満 : 16点
2 建築物清掃及び常駐警備（ともに特定調達契約は除く。）		5人以上10人未満 : 12点
〔掲載順序：項目、審査基準、審査数値〕		3人以上5人未満 : 8点
(1)ア 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高		3人未満 : 4点
5億円以上	: 15点	(7) 指名停止等の状況
3億円以上5億円未満	: 12点	指名停止及び資格取消期間（1か月当たり） : -0.7点
1億円以上3億円未満	: 9点	
5千万円以上1億円未満	: 6点	※1 流動比率の取扱い
5千万円未満	: 3点	・ 流動資産（分子）が「0」の場合は、審査数値は0点とする。
売上なしの場合	: 0点	・ 流動負債（分母）が「0」の場合は、審査数値は10点とする。
イ 当該種目における過去2年間の広島市内の平均売上高		・ 流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。
3億円以上	: 25点	※2 指名停止等の期間の取扱い
2億円以上3億円未満	: 20点	・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。
1億円以上2億円未満	: 15点	・ 期間に1か月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。
5千万円以上1億円未満	: 10点	
5千万円未満	: 5点	別表3
売上なしの場合	: 0点	政策的審査事項
(2) 自己資本額		1 ISO9001の取得状況
2億円以上	: 10点	申請者が、基準日において、ISO9001を認証取得している場合（ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限る。） : 1点
1億円以上2億円未満	: 8点	2 ISO14001若しくはISO14005の取得状況又はエコアクション21の取得状況

<p>申請者が、基準日において、ISO 14001若しくはISO 14005を認証取得している場合又はエコアクション21の認証・登録を受けている場合（ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得又は認証・登録しているものに限る。） : 1点</p> <p>3 「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況 申請者が、基準日において、広島市長から「ひろしま型地域貢献企業」の認定を受けている場合 : 1点</p> <p>4 ビジネスと人権に関する取組状況 申請者が、基準日において、次のいずれかに該当する場合 : 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法務省の「My じんけん宣言」を行っている場合 (2) 国の「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づき人権方針を定め、公開している場合 <p>5 認知症の人にやさしい地域づくりへの取組状況 申請者が、基準日前3年以内において、認知症サポーター養成講座を受講している場合（事業所として受講している場合に限る。） : 1点</p> <p>6 障害者差別解消に向けた取組状況 申請者が、基準日において、「みんなのお店ひろしま」宣言店に加入している場合（事業所として加入している場合に限る。） : 1点</p> <p>7 障害者雇用の状況 申請者が、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に基づく報告義務のある場合は、基準日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は基準日現在において、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者雇用率が2.5%以上5.0%未満である場合 : 1点 (2) 障害者雇用率が5.0%以上である場合 : 2点 なお、障害者雇用率はすべて障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。 <p>8 子育て支援の取組状況 申請者が、基準日において、次のいずれかに該当する場合 : 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策推進法第12条第5項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている場合（労働者100人以下の事業所に限る。）又は同法第13条若しくは第15条の2の規定により認定されている場合（労働者101人以上の事業所に限る。） (2) 基準日前5年内に次のいずれかの表彰を受けている場合 ア こども家庭庁が行う「未来をつくる こどもまんなかアワード」（旧「子供と家族・若者応援団表彰」）（申請者が法人の場合、その代表者がこの賞を受賞している場合を含む。） イ 広島市安全なまちづくり功労表彰 <p>9 男女共同参画の取組状況 申請者が、基準日において、基準日前5年内に次のいずれかの表彰を受けている場合 : 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞、女性のチャレンジ賞特別部門賞（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。） 	<p>(2) 広島市男女共同参画推進事業者表彰（一般表彰又は特別表彰）</p> <p>10 女性の職業生活における活躍の推進への取組状況 申請者が、基準日において、次のいずれかに該当する場合 : 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている場合（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者） (2) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている場合（常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者） <p>11 青少年の雇用の促進等への取組状況 申請者が、基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく認定を受けている場合 : 1点</p> <p>12 「女性と若者が輝く企業」の認定状況 申請者が、基準日において、広島市長から「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合 : 1点</p> <p>13 広島市内在住の失業者の雇用状況 申請者が、基準日前3年以内において、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員（雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除く。）として採用し、基準日現在、継続的に雇用している場合 : 1点</p> <p>14 生活困窮者就労訓練事業への取組状況 申請者が、基準日において、生活困窮者自立支援法第16条第1項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている場合 : 1点</p> <p>15 若者の就業支援への取組状況 申請者が、基準日前3年以内において、次のいずれかに該当する場合 : 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域若者サポートステーション事業実施要綱に基づく地域若者サポートステーション事業（厚生労働省が行う事業）として、市内に居住する若者無業者等を対象とした職場見学・就業体験を実施している場合 (2) 中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）が実施するインターンシップを、1回以上受け入れている場合 <p>16 暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況 申請者が、基準日において、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合 : 1点</p> <p>17 消防団活動への協力状況 申請者が、基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている場合 : 1点</p> <p>18 まちの美化活動への取組状況 申請者が、次のいずれかに該当する場合 : 1点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準日前5年内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受けている場合 (2) 基準日前1年内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボ
--	---

「ランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績がある場合
(3) 基準日前1年以内に、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績を有している場合
19 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況
申請者が、基準日において、花と緑の広島づくりネットワークに登録し、かつ、次のいずれかに該当する場合 : 1点
(1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して地域における花壇づくりに取り組んでいる場合
(2) 「広島市グリーンパートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、花壇の維持管理を行っている場合
(3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持管理活動を行っている場合

別表4

【等級及び等級に対応する予定価格】

1 建築物清掃

〔掲載順序：等級区分、審査数値総合点数、予定価格〕

A : 70点以上 : 1, 200万円以上

B : 50点以上70点未満 : 300万円以上1, 200万円未満

C : 50点未満 : 300万円未満

2 常駐警備（特定調達契約は除く。）

〔掲載順序：等級区分、審査数値総合点数、予定価格〕

A : 70点以上 : 1, 700万円以上

B : 50点以上70点未満 : 900万円以上1, 700万円未満

C : 50点未満 : 900万円未満